

## 平成27年度 第1回栗東市市民参画等推進委員会議事録

- 日 時 平成27年7月2日（木）9:30～11:30
- 場 所 栗東市役所2階 第2会議室
- 出席者 新川委員長、富永副委員長、小松委員、奥村委員、寺井委員、池田委員、  
幡委員、谷脇委員、西川委員  
平田副市長  
自治振興課：太田部長、伊勢村課長、木村課長補佐、北村主事補、浅見主事補
- 欠席者 高宮委員、吉仲委員、笠井委員

### ●議事記録（概要）

1. 開会  
進行：事務局
2. 市民憲章唱和
3. あいさつ  
平田副市長
4. 委嘱状交付（机上配布）
5. 委員の自己紹介・・・資料1
6. 栗東市市民参画等推進委員会の公開について
7. 委員長および副委員長の選出  
委員長 新川 委員  
副委員長 富永 委員

8. 報告事項 進行：新川委員長

(1) 平成27年度実施事業について・・・資料2

①協働事業提案制度

②栗東市市民社会貢献活動促進基金補助金（元気創造まちづくり事業）

資料説明：事務局

(委員) 広報7月号で協働事業と元気創造まちづくり事業が紹介されているが、その記事の中に、昨年度周知のために作成したロゴマークが掲載されておらずがっかりしている。この件についてはどうなっているのか。せっかくたくさん記事が載っているので、この事業は協働提案事業だとわかるようなものをいれて繰り返し周知をしてほしい。

(事務局) 各事業者にはロゴマークの使用をお願いしており、徐々に進んでいる。肝心の広報では昨年度のご意見の確認が不十分で使用出来ておらず、申し訳ない。広報の中に挟まれている「お知らせ版7月号」5頁掲載の協働事業ハローキッズの記事には使用されている。このような形で各所にロゴマークを載せるよう、注意していきたい。

(委員) 次からはよろしく願います。広報15頁の「梅ノ木立場あかりの演出」は（同じ「NPO 法人街道をいかしたまちづくりの会」の名前があるが）元気創造まちづくり事業とは違う事業なのか。

(事務局) 「あかりの演出」は地元の方にもご協力いただいているが、商工関係が中心となっているものであり、街道をいかしたまちづくりの会の行っている元気創造まちづくり事業とはまた違った事業である。

(委員長) 是非、写真等には協働事業あるいは元気創造まちづくり事業の一環だというクレジットをいれると宣伝になると思うのでよろしく願います。

(委員) 元気創造まちづくり事業の対象となって3年目となる事業・グループの活動がどう広がったかをフォローしないといけない。どういう活動が他であったのか広める機会があるので、他の自治会の事業参加者を呼んでテーマについて話しあう機会等があればいい。今回なら子育てについて、など。

葉山川の清掃（葉山東学区地域振興協議会）は、説明会の際、日向山を桜の山にしたいと言っておられた。いい観光地になると思うのでこういう計画は早めに手をつけるべき。大宝学区の「栗東駅周辺の美化」がそれぞれの自治会活動の拡張版ならば少々物足りない。新しい住民が多いことを重視して、若い方・女性の力を活用するといい。人が栗東駅で足を止めてくれるような活動をぜひ行ってほしい。

(事務局) 新しい住民の方を巻き込んでの活動としては大宝東学区が、マンションが多く

地域の関係性が希薄化しているということで住民向け講習会（防災・救命等）を開催して人が集まりやすい場づくりをおこなっている。

（委員長）それぞれの事業がさらに充実したものになるよう、各委員からの要望もあったので、市として皆さんも一緒に取り組んでもらいたい。

## 9. 協議事項

（1）平成27年度市民参画と協働によるまちづくり推進に関する事業計画・・・資料3  
資料説明：事務局

（委員）協働事業提案制度・元気創造まちづくり事業募集要項の「事業提案できる団体」「助成対象事業」の要件に「市内に活動の拠点を置き」とある。その基となるのは栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例の14条だと思われるが、これは条例策定時に大変議論となった点であり、「栗東の助成金なのだから栗東の団体であるべき」という話に加えて「他所から栗東に来て栗東を良くするために活動していただけるのならよいのでは」という意見もでたのだが、いつの間に「栗東の団体」に決定されたのか。少なくとも第14条に明記はされていない。何か経緯があるのなら教えてほしい。

（委員長）条例の14条では特に「拠点を置いて」ということは書いておらず、特別この市民公益活動団体が市内に事務所を置いているという趣旨ではないようなのでどういった経緯で募集要項の規定になったのか背景があれば説明をお願いします。

（事務局）見てみると、条例を定めた際に条例の施行規則を同時に制定しており、条例の中でも細かい点は規則に委任するという記載がある。今日お配りしていないが、施行規則の第6条の提案できる団体等の条件のなかに、「市内に活動の拠点を置き、かつ公益的な活動をしていること」と書かれている。これにより補助金の要項が作られていると考えている。今後本委員会などで議論いただき方向が決まれば、改定も不可能ではないが、継続して考えていくべき問題であると考えている。

（委員）事務所ではなく活動の拠点があればいいのか。今まで活動していないがこの機会に栗東で活動を行おうという場合では駄目なのか。提案できる団体として今、市内に活動の拠点がないと駄目だという言い方にこの文章は読める。今は他所で活動を行っているがこの機会にぜひ栗東にも広めたい、といった方の場合はどうなのか。

（事務局）市外での活動に対して、栗東市が助成することはできないので、栗東に活動の拠点を置いていただく、という意味合いで解釈していいと思う。他所で活動していた団体の方もこれから新たに栗東で活動しようという形であれば良いと解釈できる。

(委員) 私が関わっている「マミーズバンド奏」(H23~H25 年度元気創造まちづくり事業実施)は栗東に本拠地がある訳ではなく、大津などいろんな所から人が集まって栗東のために公演を行っている。活動の場の中心がさきらなど、栗東であるので本事業で採択されたのだらうと思う。

(委員) 表現の仕方として、もう少しわかりやすい表現にしたほうが良い。

(委員長) 活動の拠点というと、団体の事務所等が連想される。この事業の場合、活動を行う場所が市内にあればよいと解釈できるが、団体側がそのまま受け取ると不要な誤解を招く可能性があるので、検討していただきたい。

(事務局) 表記方法含めて、運用と説明は弾力的に行いたいと思う。規則の改正についてもこれからの課題として検討する。

(委員) 地振協コースには今年で3年目になる団体があるが、事業終了後の団体が別の新しい事業をテーマに再度申請をしてもよいのか。

(事務局) 地振協コースは元々、各地振協に新しい局面を見つけてもらうためのものだと解釈している。4年目以降は各自の運営費で事業を続けてもらう。  
地振協コースの要項には1地振協に1事業とあり、申請できる事業が1つという位置づけである。

(委員長) では、1地振協につき採択するのは1事業だけで2度目の申請は受け付けないという趣旨の制度という解釈でかまわないのか。そうすると全ての地振協が採択事業を終えたらこのコースは終了するという事だろうか。

(事務局) そういう趣旨の単発の制度であると解釈してかまわない。なお、要項については年度版であるので現在1年目の地振協が3年目の事業を終えればこのコースについては終了とする。

募集要項の「実施期間」の項目にも、「実施期間は、事業実施年度で平成25年度から平成29年度として、最終年度に制度の見直しをします。」とあることから、29年度に全ての地振協が終了することを想定している。ただ、29年度の段階で再び制度について検討は行う予定。

(副委員長) 1・2年目の事業内容と3年目の事業内容を変更しての提案は認められるのか。例えば3年継続を前提に1・2年目はかまどベンチで採択されたが、3年目は事業内容を変更しての申請の場合。というのは実際に、私の学区ではかまどベンチを地域の拠点に置く、と事業申請しているが現在の補助金で全ての自治会にかまどベンチを設置することは現状難しい。代わりに拠点ごとでなく地域振興協議会として皆に貢献できるような違う事業をしようと考え変更して申請した場合、認めら

れないのか。例えばコミセン周辺の花植えなど。この事業の目的が地域が一つになって皆で何かを作り上げましょうということであるなら、最初に提案したものではなくとも地域が一つになって取り組めるものであるなら認めてもらえるのではないかと。こういう問題は先出てくる可能性があるのに曖昧な事例はつくって欲しくない。

(委員) かまどベンチ設置の際に、防災・清掃などは行ってもいいのではないかと。何か関連性があればいいのでは。

(委員) 募集要項に「現行事業に新規事業を付加するときは、対象とします」とあるので、認められるのではないかと。

(事務局) 制度では 1 事業ということで、最初の段階から大きく内容を変更することは想定していない。ただ、事業をやっているうちにわかることもある。

奥村委員の言う規定は採択時に現行事業に付加する場合のものであり、今話に出たのは事業内容の変更のため少し違う。趣旨を大きくはずさないこと、この場合かまどベンチ製作は「防災」という視点での活動なので、かまどベンチ作成以外の防災意識を高める取り組みなど、同じ趣旨内の活動と解釈できれば良いと思う。

(委員) 審査会でも事業活用の流れがあると説明されて納得できれば認めやすくなる。事業を進める中で事情が変わっていくのは考えられることなので対応は柔軟に、ただ 1 年ごとに違う事業が出てくる場合、採択は難しいと思う。

(委員長) それぞれの協議会で議論された結果ならば、審査会でも汲み取って地域の総意を大切にしたい。まったく同じことを続けるのはナンセンス。

(事務局) 地振協の中で話し合ってもらうことはこの制度を作った目的の一つでもある。委員の方々に審査いただける形とするため事務局も随時相談等にしたい。

(2) 栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例行動計画における各課目標と取り組み計画について・・・資料 4

資料説明：事務局

(委員) パブリックコメントがどれくらい浸透しているのか市は把握しているのか。一つも見えてこないのだが。

(委員長) パブリックコメントについてどう把握し、どう浸透させようとしているのか。

(事務局) パブリックコメントは市民参画手続きの手法の 1 つとして位置づけており、

重要施策や計画改定の際には必ず行っている。HP や広報、各コミセンでの掲示によって周知を行っている。年度ごとのパブリックコメントの意見数は広報課が集計して報告を行っている。が、近年数は少なくなっている。

(委員)自治会の懇談会などに行っても、意見というのはなかなか出てくるものではない。かつ、意見を言わなければならない人が参加しておらず、地域に浸透していない、非常に希薄なものになってきているように思う。話し合いの参加者が年配の方ばかりなのは若い方が入りにくい理由があるからだろうか。

(委員長) 従来の方法での周知では改善は難しい。具体的なやり方の工夫をするべき。例えば、若い方々にパブリックコメントの練習を行う講座を開くなど。もう少しアクションがなければ例年と同じになってしまう。前年から学んで改善を行って欲しい。

(委員)生涯学習課の項目にあるまちづくりに関する人材づくりの講座にとっても期待している。本当に実現するのか。

(事務局)目標としてあがってきているが、いつ実現するかは確定していない。しかしコミセンでの講座は生涯学習課が従来から行っているので、生涯学習のまちづくりとして励んでいく。

(委員)その人がずっと学んでいくのではなく、まちづくりでそれぞれ力を発揮してもらうことを目的とした講座ということなのか。ぜひ、期待している。

(委員長)大変期待の高い目標なのでぜひ積極的に取り組み、充実したまちづくりや人づくりをこの事業を通じて達成してほしい。

(委員)今日欠席の笠井先生が龍谷大学と栗東市の協定について話しておられたが、総務課の大学との連携強化を図るという目標はその方向で考えていくということか。

(事務局)この項目は現在総務課が(既に協定を結んでいる)龍谷大学とインターンシップの受け入れと大学の講座への職員派遣に関する協定についてであり、市と大学との総合協定という意味ではない。

(委員長)人材協定に基づき交流を進めていくという意味で目標となっていると解釈してよいのか。折角協定があるのでこれを基にして人の交流、できれば幅広く大学と市との交流を進めてもらいたい。

(事務局)インターンシップの受け入れと職員派遣のみの協定で、市民の方に開けたものではまだない。

(委員長) 大学と市の連携も大切だが、大学と地域との交流もまた考えて欲しいと思う。

(委員) 「元気創造事業」とはどういった事業なのか。

(事務局) 市では多くの事業を行っているが、その中で「元気」をキーワードとして、特に重点的に進行する事業を元気創造事業と題をつけて行っている。その中の一つとして我々の行っている協働事業提案制度等がある。市民が集まって盛り上がる、まちの元気が出てきて活性化につながるような事業をそう位置づけている。非常に厳しい財政状況の中でも元気を盛り返そうということでこの名前になった。

(委員) 商工観光課が「該当なし」という回答が少し残念。特産品を研究するなど、取り組みはあると思う。

(事務局) 資料は急ぎ取りまとめたものであるため協議が不十分だった。ご意見の通り、何もしていないということはないはずなので今後協議を行っていく。

(委員長) 企業との連携など、行ってもらいたいという思いもある。この意見を伝えていただき、今後の検討をお願いしたい。

(委員) 計画の庁内推進体制の整備の所で全庁的な推進体制の検討を行うとある。協働を進める上での横割りの体制づくりのことだと思うが、具体的なプランがあれば教えていただきたい。

(事務局) 各課に現在、職場における研修の推進などの担当が置かれている。同じようにその課で協働の視点を持つ担当者を置く、もしくは管理職の方に推進委員を割り当て進めてもらうなど、案を考えているところ。また、実現に関しては人事担当との調整が必要であり、今後各案の検討を行っていく予定である。

(委員) 市の協働となると横の情報共有が必要となるし、協働は 1 つの課が行うものではなく全庁的に行うべきものであるためつながりを作ること、職員がそれを共有して意識の向上につなげることは重要なので仕組みづくりからよろしく願います。

(委員) 今年の協働事業は 2 事業が上げられているが、応募は何件あり、どういう経緯で採択となったのか。また、予算に限りはあるのか。

(事務局) 今年度実施に関しては申請 2 件中、採択を受けた事業は 2 件。また、ここ 4 年間は全ての団体が採択を受けている。採択が決定してから予算要求が行われる。

(委員) 協働性が感じられないと採択事業とはならないのでは。

(委員長) 選考で採択の可否、また行政の中で予算事業として説明を行うというプロセスを経て実施となるのだと思う。逆に言えばきちんと説明できないものは選考で採択されず、選考の中でも書類審査の時点で否となる。

(委員) 応募をしていただく時に、市民団体としては先に市の担当課と協議して合意していないと応募はできない。申請前に行政に断られると団体は申請できないので、誰でも自由に申請できる制度ではないかもしれない。

(委員) 職員の意識向上の項についてだが、窓口対応職員の研修をおこなってはどうか。新規採用者はボランティアに研修に行ってみればいい。ボランティアの方がどんな活動をしているのかを知らなければ意見も配慮もできない。自分の体を使ってできる研修を行って意識の向上とすればいいと思う。

(委員長) ぜひ、期待にこたえられるように職員研修の推進をお願いする。

## 10. その他

(事務局) 開催日数を2回か3回か検討中。委員長と話し合いをして決めていきたい。

## 11. 閉会